



定期第567号 令和5年3月31日発行

目次

【告示】

番号	表 題	担当課名
117	瀬戸内海の環境の保全に関する徳島県計画 を変更した件	環境管理課
118	瀬戸内海環境保全特別措置法の規定に基づ く特定施設の設置の許可の申請があった件	同
119	指定居宅サービス事業者を指定した件	長寿いきがい課
120	指定介護予防サービス事業者を指定した件	同
121	指定介護療養型医療施設がその指定を辞退 した件	同
122	特定調達契約について随意契約の相手方を 決定した件	同
123	同	同
124	肥料の登録をした件	農林水産総合技術 支援センター
125	解除予定保安林を告示する件	森林整備課
126	森林管理重点地域の指定が失効した件	同
127	県道の路線を認定する件	道路整備課
128	県道の路線を廃止する件	同
129	道路の区域を決定する件	同

**【告示】**

番 号	表 題	担当課名
1 3 0	道路の区域を変更する件	同
1 3 1	同	同
1 3 2	道路の供用を開始する件	同
1 3 3	車両制限令に基づく道路の構造の保全及び交通の危険の防止上支障がないと認める道路を指定する件	同
1 3 4	都市計画事業の変更を認可した件	都市計画課
1 3 5	建築基準法の規定に基づく指定構造計算適合性判定機関から構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更について届出があった件	住宅課 建築指導室

**【公告】**

番 号	表 題	担当課名
	争議行為の予告	労働雇用戦略課
	県営住宅等の管理の特例に係る公告	住宅課

徳島県告示第百十七号

平成二十八年徳島県告示第七百三十六号（瀬戸内海の環境の保全に関する徳島県計画を  
変更した件）をもつて公表した瀬戸内海の環境の保全に関する徳島県計画を次のとおり変  
更したので、瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第四条第六項に  
おいて準用する同条第五項の規定により公表する。

令和五年三月三十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県危機管理環境部環境管理課に備え  
置いて縦覧に供する。）

徳島県告示第百十八号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和五年三月三十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 申請の概要

1 申請者

名 称 日亜化学工業株式会社

住 所 阿南市上中町岡四九一番地一〇〇

代表者 代表取締役 小川裕義

2 工場又は事業場

名 称 日亜化学工業株式会社 辰巳工場

所在地 阿南市辰巳町一番地一九

3 特定施設の種別

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第二十六号水に規定する廃ガス洗浄施設及び第六十五号に規定する酸又はアルカリによる表面処理施設

4 特定施設及び汚水等の処理に関する事項

二の縦覧の期間及び場所において、関係書類を備え置いて縦覧に供するとともに、徳島県危機管理環境部環境管理課ホームページにおいて公表する。

二 縦覧の期間及び場所

1 期間

令和五年三月三十一日から

令和五年四月二十一日まで

2 場所

徳島県危機管理環境部環境管理課及び阿南市市民部環境保全課

徳島県告示第百十九号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、指定居宅サービス事業者として次のとおり指定した

令和五年三月三十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定居宅サービス事業者		指定居宅サービス事業を行う事業所				サービスの種類	指定年月日
名称	所在地	名称	所在地	訪問介護	訪問看護	通所介護	
医療法人青樹会	徳島市丈六町行正二七番地一	ヘルパーステーション きずな	徳島市丈六町小谷四六番地一	訪問介護	訪問看護	通所介護	令和五年三月一日
株式会社友李通商	阿南市羽ノ浦町古庄野神ノ本 二三番地七	介護事業部 椿	阿南市羽ノ浦町古庄野神ノ本 二三番地七	訪問介護	訪問看護	通所介護	同
医療法人倚山会	徳島市東山手町一丁目四一 番地六	田岡病院訪問看護ステ ーション	徳島市万代町四丁目二番地二	訪問看護	訪問看護	通所介護	同
合同会社Libra	同 北田宮一丁目七番二四 号J号室	デイサービスセンター りぶら	板野郡藍住町東中富東傍示四 四	通所介護	通所介護	通所介護	同

徳島県告示第百二十号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定した。

令和五年三月三十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定介護予防サービス事業者		指定介護予防サービス事業を行う事業所		サービスの種類		指定年月日	
名称	所在地	名称	所在地	種類			
医療法人青樹会	同 丈六町行正二七番地一	訪問看護ステーション きずな	同 丈六町小谷四六番地一	同	介護予防訪問看護	同	令和五年三月一日
医療法人倚山会	徳島市東山手町一丁目四一番地六	田岡病院訪問看護ステーション	徳島市万代町四丁目二番地二				

徳島県告示第百二十一号

健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十三条の規定により、次の指定介護療養型医療施設がその指定を辞退した。

令和五年三月三十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定介護療養型医療施設		開設者	サービスの種類	辞退年月日
名称	所在地	開設者	サービスの種類	辞退年月日
日比野病院	徳島市寺島本町東二丁目一四番地	医療法人日比野病院	介護療養型医療施設	令和五年三月三十一日
阿南医療センター	阿南市宝田町川原六番地一	徳島県厚生農業協同組合連合会	同	同

徳島県告示第百二十二号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第十二号）第一条に規定する特定調達契約について随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和五年三月三十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- 一 契約に係る物品等の名称及び数量  
抗原定性検査に必要な検査キット 六百箱
- 二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地  
徳島県保健福祉部長寿いきがい課在宅サービス指導担当  
徳島市万代町一丁目一番地
- 三 契約の相手方を決定した日  
令和五年一月十九日
- 四 契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社幸耀  
香川県高松市田村町九四八番地
- 五 契約金額  
四百五十五万四千円
- 六 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 七 随意契約による理由  
地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の二第一項第五号



徳島県告示第百二十三号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第十二号）第一条に規定する特定調達契約について随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和五年三月三十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- 一 契約に係る物品等の名称及び数量  
抗原定性検査に必要な検査キット 六百箱
- 二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地  
徳島県保健福祉部長寿いきがい課在宅サービス指導担当  
徳島市万代町一丁目一番地
- 三 契約の相手方を決定した日  
令和五年一月十九日
- 四 契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社アステイス  
愛媛県松山市高野町甲一番地一
- 五 契約金額  
四百五十五万四千円
- 六 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 七 随意契約による理由  
地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の二第一項第五号

徳島県告示第百二十四号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第七条第一項の規定に基づき次の肥料の登録をしたので、同法

第十六条第一項の規定により公告する。

令和五年三月三十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

登録番号	徳島県 第四七二号
肥料の種類	塩化加里
肥料の名称	六〇塩化加里
保証成分量（%）	水溶性加里 六〇・〇
その他の規格	該当なし
生産業者の氏名又は名称及び住所	宇治製薬株式会社 鳴門市瀬戸町明神字十本城七番地
登録年月日	令和五年 月 干日

徳島県告示第百二十五号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により、次のように告示する。

令和五年三月三十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- 一 解除に係る保安林の所在場所  
阿南市那賀川町上福井南川淵一一九の二二、一一九の二四
- 二 保安林として指定された目的  
飛砂の防備
- 三 解除の理由  
指定理由の消滅

徳島県告示第百二十六号

徳島県豊かな森林を守る条例（平成二十五年徳島県条例第六十七号）第十六条第一項の規定に基づき、次のとおり第一種森林管理重点地域の指定の効力が失われた。

令和五年三月三十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- 一 指定の効力が失われた区域  
阿南市細野町長手六一の一及び六一の三
- 二 指定の効力が失われた日  
令和五年三月七日

徳島県告示第百二十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第七条第一項の規定に基づき、県道の路線を次のように認定する。

その関係図面は、徳島県県土整備部道路整備課において、令和五年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和五年三月三十一日

徳島県知事

飯 泉 嘉 門

道路の種類 県道

133	整理 番号	路線名	終 起 点 点	重要な経過地	道路法第七条 第一項該当号	備 考
阿南美波						
阿南市福井町 海部郡美波町						

徳島県告示第百二十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十条第一項の規定に基づき、次の県道の路線を廃止する。

その関係図面は、徳島県県土整備部道路整備課において、令和五年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和五年三月三十一日

徳島県知事

飯

泉

嘉

門

道路の種類 県道

176	整理 番号	路線名	終 起 点 点	重要な経過地	5	道路法第七条 第一項該当号	備考
		新野停車場	新野停車場 県道阿南相生線交点（阿南 市新野町）				

徳島県告示第百二十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定する。

その関係図面は、徳島県南部総合県民局美波庁舎において、令和五年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和五年三月三十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

道路の種類 県道

133	整理 番号	路線名	区 間	敷 地 の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
		阿南美波	阿南市福井町日の地三八〇番九地先から海部郡美波町北河内字本村一七四番二地先まで	八・〇〇二二六・六	一、五三三・〇	

徳島県告示第百三十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県西部総合県民局三好庁舎において、令和五年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和五年三月三十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

道路の種類 一般国道

路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
四三九号	三好市東祖谷菅生二〇五番一七 地先	旧	一一・〇〇一五・二	三七・九
同		新	一九・六〇三三・三	三七・九



徳島県告示第百三十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県南部総合県民局阿南庁舎において、令和五年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和五年三月三十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

道路の種類 県道

172		整理 番号
羽ノ浦停車場		路線名
同	同 阿南市羽ノ浦町宮倉羽ノ浦居内六四番二地先から六八番二地先まで	区 間
新	旧	新旧 の別
七・六〇七・八	四・〇〇四・二	敷 地の 幅 員 (メートル)
五〇・七	五〇・五	延 長 (メートル)

徳島県告示第百三十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局徳島庁舎において、令和五年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和五年三月三十一日

徳島県知事

飯

泉

嘉

門

道路の種類 県道

20	整理 番号	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の期日
		石井神山	名西郡神山町阿野字井ノ谷六 一番一地先	三四・七	令和五年三月三十一日

徳島県告示第百三十三号

車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第三条第一項第二号イの規定に基づき、道路の構造の保全及び交通の危険の防止上支障がないと認める道路を次のとおり指定するので、車両の通行の許可の手続等を定める省令（昭和三十六年建設省令第二十八号）第五条第一項の規定により公示する。

令和五年三月三十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 指定する道路の路線名及び区間

道路種別	整理番号	路線名	区 間
一般県道	191	富岡港南島	阿南市辰巳町三二〇番九地先から 同 住吉町東畷三二四番地先まで 阿南市辰巳町二四七番二地先から 同 住吉町東畷三二四番地先まで 阿南市辰巳町一番三地先から 同 二四七番二地先まで

二 指定する期日

令和五年四月一日

徳島県告示第百三十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年三月三十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 施行者の名称

小松島市

二 都市計画事業の種類及び名称

徳島東部都市計画公園事業 九・六・一号日峯大神子広域公園

三 事業施行期間

平成二十八年三月三十一日から

令和十年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

なし

徳島県告示第百三十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の三十五の八第二項の規定に基づき、指定構造計算適合性判定機関から構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更について届出があったので、同条第四項の規定により次のとおり公示する。

令和五年三月三十一日

徳島県知事

飯

泉

嘉

門

一 指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所

日本建築検査協会株式会社

東京都中央区日本橋三丁目一三番一―号

二 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地

変更前 東京都中央区日本橋三丁目一三番一―号 油脂工業会館五階

変更後 東京都中央区日本橋三丁目一二番二号

三 変更する日

令和五年四月一日

公 告

徳島県厚生連労働組合から春季要求に関して令和五年四月三日以降、同組合員が従事する次の職場において争議行為を行う旨の通知があったので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十条の四第四項の規定により公告する。

令和五年三月三十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

阿南市宝田町川原六 一

阿南医療センター

吉野川市鴨島町知恵島字西知恵島二二

吉野川医療センター

阿波市市場町市場字岸ノ下一九〇 一

阿波病院

徳島市北佐古一番町五番一二号

徳島県厚生農業協同組合連合会

阿波市阿波町平川原北五九 一

徳島県農村健康管理センター

公 告

徳島県住宅供給公社から依頼があつたので、次のとおり公告する。

令和五年三月三十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号。以下「法」という。）第四十七条第二項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和五年三月三十一日

徳島県住宅供給公社

理事長 戸 根 秀 孝

一 徳島県に代わつて県営住宅及び共同施設（以下「県営住宅等」という。）の管理を行う者

徳島県住宅供給公社

二 一で定める者が管理を行う県営住宅等

徳島県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和三十五年徳島県条例第十二号）別表に掲げる県営住宅（名東（東）団地（六号棟に限る。）、万代町団地、新浜町団地、大麻団地及び津田松原団地を除く。）及び徳島県営住宅管理規則（昭和三十五年徳島県規則第十号）別表に掲げる共同施設（名東（東）団地県営住宅六号棟に併設する児童遊園及び駐車場並びに万代町団地、新浜町団地、大麻団地及び津田松原団地の各県営住宅の共同施設を除く。）

三 一で定める者が行う県営住宅等の管理の内容

法第三章の規定による管理（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関することを除く。）

四 一で定める者が県営住宅等の管理を行う期間

令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで